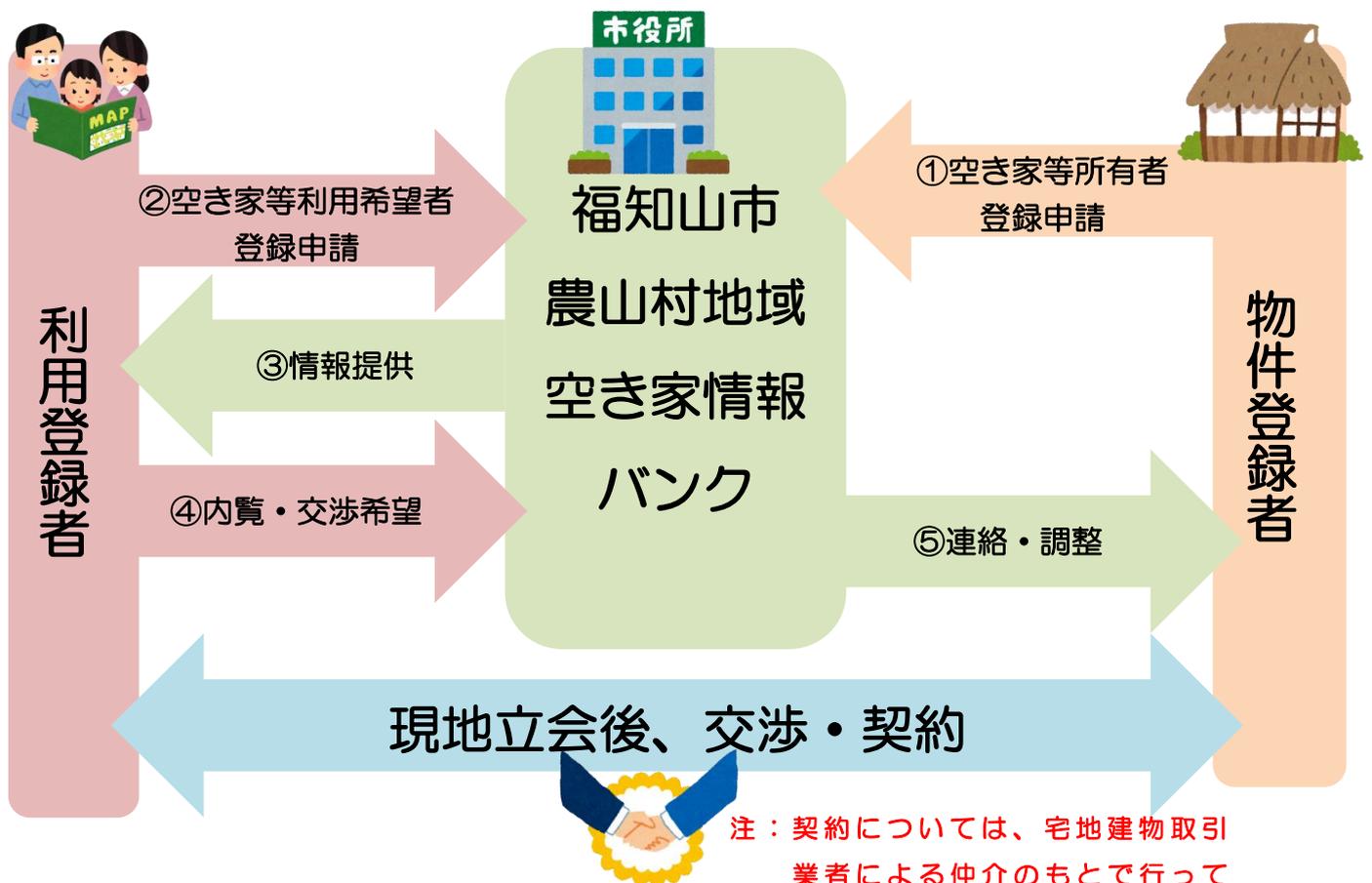


福知山市農山村地域空き家情報バンク

1 福知山市農山村地域空き家情報バンクとは

福知山市の農山村地域にある空き家などの賃貸・売却を希望する所有者に、「空き家情報バンク」に登録していただき、その情報を空き家の利用希望者へ提供することで、空き家所有者と利用希望者をつなぐ制度です。

2 空き家情報バンクの流れ



3 空き家の登録条件

- (1) 本市の農山村地域にある空き家であること。
- (2) 空き家に関する相続や建物登記が完了していること。
- (3) 共有名義の物件については、全員の同意が得られていること。
- (4) 所有権以外の権利の設定がないこと。

※なお、物件の状態によっては、登録をお断りすることもありますので御了承ください。

空き家情報バンク補助制度

改修や清掃の前には手続きが必要です。

契約書の取り交わしが済んだ時点で、必ずまちづくり推進課
(TEL : 0773-24-7225) にご連絡ください。

		農山村地域空き家制度 (空き家情報バンク全域で利用可能)		移住促進事業 (移住特区のみで利用可)
改修補助金	補助対象	① 市外在住で空き家を取得又は賃借した利用登録者(本市に転入して1年未満の者を含む) ② 市内(移住特区を除く区域)在住で移住特区に登録された空き家を取得又は賃借した利用登録者 ③ 上記①、②の者と成約に至った物件登録者(利用登録者が契約後1年以内に住民票を異動する場合のみ対象) 上記①～③のいずれかで、かつ5年以上継続して利用する意思のある利用登録者 又は 5年以上貸し付ける意思のある物件登録者		市外から移住し、移住特区に登録された空き家を取得又は賃借する利用登録者(その登録空家に10年以上居住し、住所を有する又は有する予定が確実な方)
	補助額	契約した利用登録者が契約後1年以内に住民票を異動する場合 上限100万円 (対象経費の2分の1)	契約した利用登録者が契約後1年以内に住民票を異動しない場合 上限50万円 (対象経費の2分の1)	上限180万円 (対象経費の全額)
清掃費等支援補助金	補助対象	空き家情報バンクを通じて成約に至った物件登録者又は利用登録者(改修補助金と同じ)		移住特区に登録された空き家が成約に至った物件登録者
	補助額	上限10万円 (対象経費の2分の1)		上限10万円 (対象経費の全額)

※ただし、移住促進事業と農山村地域空き家制度の併用はできません。

※全補助制度において補助対象経費は千円未満切り捨てのうえ、補助金額を決定します。